

# 西宮市消防気象・地象観測実施要綱

【沿革】	平 13. 3. 30	西消局通達	第 23 号	全部改正
	平 14. 3. 29	西消局通達	第 8 号	(第 1 次改正)
	平 16. 12. 28	西消局通達	第 7 号	(第 2 次改正)
	平 23. 3. 31	西消局通達	第 23 号	(第 3 次改正)
	平 24. 3. 29	西消局通達	第 26 号	(第 4 次改正)
	平 26. 3. 28	西消局通達	第 13 号	(第 5 次改正)
	令元. 10. 9	西消局通達	第 14 号	(第 6 次改正)
	令 3. 12. 13	西消局通達	第 4 号	(第 7 次改正)

西宮市消防気象・地象観測実施要綱（平成12年西消局訓令第23号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、西宮市消防が行う気象及び地象観測の管理と運用について、気象業務法（昭和27年法律第165号）等別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

（用語の意義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 気象とは、大気(電離層を除く。)の諸現象をいう。
- (2) 地象とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。
- (3) 天気とは、雲と大気現象に着目した大気の総合的状态をいい、別表第1のとおりとする。
- (4) 雲量とは、全天空に占める雲に覆われた部分の割合をいう。
- (5) 現地気圧とは、観測所での気圧をいう。
- (6) 時間雨量とは、1時間の降雨量をいう。
- (7) 積算雨量とは、時間雨量の累計をいう。
- (8) 連続雨量とは、雨の降り始めから降り終わりまでの雨量をいう。ただし、降り終りから次の降り始めまでに6時間降雨がない場合は、連続としない。
- (9) 震度とは、地震動の強さの程度を表す尺度をいい、別表第2のとおりとする。
- (10) 最大加速度とは、地震動の最大振幅をいう。
- (11) 気象測器とは、気象及び地象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。
- (12) 気象観測監視所とは、各観測所の観測値を収集して気象又は地象状態を監視する指令課をいう。
- (13) 観測所とは、気象測器を設置した場所をいい、別表第3のとおりとする。
- (14) 気象情報システムとは、各観測所の観測値を遠隔監視し電子計算機により集計処理する装置一体をいう。

（観測項目）

第3条 観測項目を次のとおり区分する。

- (1) 天気

- (2) 風向
- (3) 風速
- (4) 気温
- (5) 湿度
- (6) 気圧
- (7) 雨量
- (8) 地震

2 観測所における観測項目及び細目は、別表第3のとおりとする。

(標準時気象)

第4条 15時現在の気象観測値を当日の標準時気象とする。

(保守管理)

第5条 指令課員は、各観測所の観測値について、異状の有無を常に監視しなければならない。

2 指令課長は、気象測器の保守管理のため、必要に応じ専門技術を有する者に点検及び整備を行わせることができる。

(記録及び保存)

第6条 気象観測監視所は、気象情報システムを利用して観測所（消防局及び北消防署に限る。）の観測値を気象日報（様式第1）に印字し、また、雨量は雨量日報（様式第3）に記録し、1ヶ月単位で編冊し保存するものとする。

2 気象台長等から発表された気象情報は、指令課において月中気象情報記録表（様式第6）に記録し、前項の様式とともに保存するものとする。

3 気象観測監視所は、気象情報システムにより収集した各観測所の観測値を、1ヶ月単位で磁気記憶媒体に複写し、保存するものとする。

4 各観測所における気象測器のうち、印字できる装置を有するものにあつては観測値を印字し、1ヶ月単位で編冊し保存するものとする。

(観測値の指定)

第7条 北消防署の管轄区域内にあつては北消防署の観測値を、その他の地域にあつては消防局の観測値を採用する。

(報告)

第8条 指令課長は、各観測所の観測値を次の各号の様式により翌月の10日までに、消防局長へ報告しなければならない。

- (1) 気象日報（様式第1）
- (2) 気象月報（様式第2）
- (3) 雨量日報（様式第3）
- (4) 雨量月報（様式第4）
- (5) 月中地震記録表（様式第5）
- (6) 月中気象情報記録表（様式第6）

2 指令課長は、災害時等において必要と認めるとき、又は報告を求められたとき、各観測所の観測値を前項に定める様式等により、消防局長へ報告しなければならない。

付 則(平 13. 3. 30 西消局通達 第 23 号)

(施行期日)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平 14. 3. 29 西消局通達 第 8 号）

この通達は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平 16. 12. 28 西消局通達 第 7 号）

この通達は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平 23. 3. 31 西消局通達 第 23 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平 24. 3. 29 西消局通達 第 26 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平 26. 3. 28 西消局通達 第 13 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（令元. 10. 9 西消局通達 第 4 号）

この要綱は、令達の日から実施する。

付 則（令 3. 12. 13 西消局通達 第 4 号）

この要綱は、令達の日から実施し、令和 3 年 4 月 20 日から適用する。